

中小企業等GX促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、原材料価格の高騰やエネルギー価格の上昇等の影響を受ける事業者の負担を軽減するため、県内の中小企業者等が、再生可能エネルギー電力調達の推進、クリーンエネルギー新技術の先導的導入及び脱炭素電源確保による競争力強化に資する設備を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業及び第三セクターに該当する者を除く。
- (2) みなし大企業 次のいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
 - イ 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
- (3) 第三セクター 地方公共団体が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資又は出えんしている事業者をいう。
- (4) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。
- (6) クリーンエネルギー 再生可能エネルギー等、当該エネルギーを変換して発電した際に、温室効果ガスを排出しないエネルギー源をいう。
- (7) 脱炭素発電設備 クリーンエネルギーを変換して発電する設備及びこれに付随する設備をいう。
- (8) 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産の内、土地を除くものをいう。
- (9) 次世代型太陽電池 ペロブスカイト太陽電池等、軽量性や柔軟性等の特徴を有し、従来の太陽電池では設置が難しい場所（壁面、曲面、窓等）に設置が可能な太陽電池をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、補助金の交付は1事業者につき1回までとする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項に規定する営業に関する事業を行う者

2 この要綱の規定に基づき補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内の工場又は事業所等に脱炭素発電設備又は蓄電池を新たに導入すること。
- (2) 補助対象経費となる投下固定資産の額が500万円以上であること。
- (3) 導入する脱炭素発電設備については、当該発電設備から得た電力を、余剰電力を除き、自ら消費すること。
- (4) 導入する脱炭素発電設備については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けないこと。
- (5) 導入する蓄電池については、本事業で導入する脱炭素発電設備又は既に設置されている脱炭素発電設備(前二号の要件を満たすものに限る。)と接続するものであること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金の額及び限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	限度額
脱炭素発電設備又は蓄電池の導入に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	補助対象経費となる投下固定資産の額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)以内	2,000万円

(補助対象者等の特例)

第5条 次世代型太陽電池を導入し、補助対象経費となる投下固定資産の額(次世代型太陽電池の導入に要した経費以外の補助対象経費を含む。)が1,000万円以上の場合の前2条の規定の適用については、第3条第1項第1号中「中小企業者」とあるのは、「会社及び個人事業者(第三セクターに該当する者は除く。)」とし、前条表中「2,000万円」とあるのは、「4,000万円」とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の工事に着手する日の14日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 申請者の概要が確認できる書類(会社概要、パンフレット等)
- (3) 定款及び登記簿謄本(個人事業者の場合は住民票)
- (4) 直近の2事業年度の財務諸表
- (5) 青色申告書の提出の承認申請書(税務署に受理されたことを示す資料を含む。)の写し(個人事業者においては、所轄税務署が発行した所得に関する証明書等)
- (6) 県税すべてに未納がないことの証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 補助金の交付の決定は、受付順により行う。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の区分相互間における20パーセント以内の金額の変更をいう。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更とは、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、補助金の額に変更を生じないものをいう。

(補助事業の変更の承認の申請等)

第10条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号から第3号までの規則による知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(様式第2号)

(2) 申請者の概要が確認できる書類(会社概要、パンフレット等)

(実績報告)

第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 変更後の事業実施計画書(様式第2号)

(2) その他補助事業の変更(中止・廃止)の内容が分かる書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第6号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(書類の保管)

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の補助の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第17条の規定により知事の承認を受けようとする者は、財産の処分を行おうとする

日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）により、知事に申請しなければならない。

- 3 規則第17条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数をいう。
- 4 規則第17条第2号の知事の定めるものは、取得価格が50万円以上のものをいう。
- 5 知事は、規則第17条の承認をする場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

徳島県知事 殿

所在地

法人(個人)名
代表者職氏名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

中小企業等GX促進事業

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 申請者の概要が確認できる書類（会社概要、パンフレット等）
- (3) 定款及び登記簿謄本（個人事業者の場合は住民票）
- (4) 直近の2事業年度の財務諸表
- (5) 青色申告書の提出の承認申請書（税務署に受理されたことを示す資料を含む。）の写し（個人事業者においては、所轄税務署が発行した所得に関する証明書等）
- (6) 県税すべてに未納がないことの証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名・連絡先

氏名	連絡先

事業実施計画書

1 申請者の概要

※「□」は該当するものを選択

法人(個人)名			
代表者職氏名			
所在地			
設立年月日			
業種	【いずれかを選択すること】 <input type="checkbox"/> ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） <input type="checkbox"/> ②卸売業 <input type="checkbox"/> ③サービス業 <input type="checkbox"/> ④小売業		
	【具体的な業種、産業細分類番号及び主な取扱品目等を記載すること】 <業種（細分類番号）> <主な取扱品目・サービスの内容>		
資本金		常時使用する 従業員数	
「みなし大企業」の該当有無	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
「第三セクター」の該当有無	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		

※1 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する事業者をいう。
 ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
 ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者
 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

※2 「第三セクター」とは、地方公共団体が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資又は出えんしている事業者をいう。

2 補助事業の実施場所

事業所・工場名	
所在地	

3 補助事業の実施時期

補助事業の 着手予定年月日	
補助事業の 完了予定年月日	

4 補助事業の概要

※「□」は該当するものを選択

対象設備	<input type="checkbox"/> 脱炭素発電設備のみ <input type="checkbox"/> 蓄電池のみ <input type="checkbox"/> 脱炭素発電設備及び蓄電池				
	【次世代型太陽電池の導入の有無】 <input type="checkbox"/> 導入設備に次世代型太陽電池を含む <input type="checkbox"/> 導入設備に次世代型太陽電池を含まない				
(1) 脱炭素発電設備	No.	発電方法	品名	数量	定格出力 (kW)
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	計				
	【余剰電力の売電の有無】 <input type="checkbox"/> 有 (売電先: _____) <input type="checkbox"/> 無				
【FIT・FIP制度の認定取得予定の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
(2) 蓄電池	No.	品名	数量	蓄電容量 (kWh)	
	1				
	2				
	3				
	計				
	【脱炭素発電設備との接続】※両方の場合は、両方を選択 <input type="checkbox"/> 新規に導入する脱炭素発電設備 <input type="checkbox"/> 既設の脱炭素発電設備 (発電方法: _____)				
【既設の脱炭素発電設備について、余剰電力の売電の有無】 <input type="checkbox"/> 有 (売電先: _____) <input type="checkbox"/> 無					
【既設の脱炭素発電設備について、FIT・FIP制度の認定取得(予定)の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
他の補助金の活用の有無	<input type="checkbox"/> 有 (交付元: _____) (補助金名: _____) <input type="checkbox"/> 無				

※ 導入設備は、直近1年間の電力購入量(5(1)②B)と比して、過剰とならないよう留意すること。

5 補助事業の効果

(1) 補助事業実施前の状況 (令和 年 月 ~ 令和 年 月実績)

① 脱炭素発電設備及び蓄電池の状況 (既設置分)

A. 年間発電量	—	B. 年間売電量	=	C. 年間自家消費量
kWh		kWh		kWh

② 年間電力購入単価

A. 年間電気料金	÷	B. 年間電力購入量	=	C. 年間電力購入単価
円		kWh		円/kWh

(小数点以下切捨て)

※①②いずれも、根拠資料が添付できる直近1年間の実績値を記載すること。

※②Aは、再エネ賦課金等を含めた電気料金の合計額を記載すること。

(2) 補助事業実施後の状況 (年間見込み)

① 脱炭素発電設備及び蓄電池の状況 (既設置分+新規設置分)

A. 年間発電量	—	B. 年間売電量	=	C. 年間自家消費量
kWh		kWh		kWh

② 補助事業の効果 (自家消費量)

A. 補助事業後の 年間自家消費量	—	B. 補助事業前の 年間自家消費量	=	C. 増加した 年間自家消費量
kWh		kWh		kWh

③ 補助事業の効果 (経済効果)

A. 増加した 年間自家消費量	×	B. 年間電力 購入単価 (過去値)	=	C. 年間経済効果
kWh		円/kWh		円

※上記は、導入設備の発電シミュレーション及び過去の電気料金を基に算出した見込み値である。

6 補助事業に要する経費

※単位：円

導入設備	A. 対象経費	B. 他の補助金	C. 算定基礎額 (A-B)	D. 交付申請額
脱炭素発電設備				
蓄電池				
合計				

※1 対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

※2 算定基礎額は、500万円以上となっていること。

※3 交付申請額は、算定基礎額の1/2 (千円未満の端数切捨て) 又は補助上限額 (2,000万円) のいずれか小さい額以内とする。

※4 次世代型太陽電池を導入し、補助対象となる投下固定資産の額 (次世代型太陽電池の導入に要した経費以外の補助対象経費を含む。) が1,000万円以上の場合にあつては、補助上限額は4,000万円とする。

7 資金の調達方法

※単位：円

区分	金額	備考（資金調達先等）
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

※ 合計額は、補助対象経費と一致すること。

8 添付書類

- (1) 設備の導入を行う事業所・工場の図面（全体配置図、導入設備据付図等）
- (2) 導入設備の概要が確認できる書類（設計書、仕様書、カタログ等）
- (3) 導入設備の見積書
- (4) 次の事項が確認できる書類（電気配線図等）
 - ア. 導入する脱炭素発電設備（及び導入する蓄電池と接続する既設の脱炭素発電設備）について、当該発電設備から得た電力を、余剰電力を除き、自ら消費すること
 - イ. 導入する蓄電池について、本事業で導入する脱炭素発電設備又は既に設置されている脱炭素発電設備と接続するものであること
- (5) 補助事業実施前における直近1年間の、「脱炭素発電設備及び蓄電池」の「発電量」及び「売電量」が分かる資料（5（1）①の根拠資料） ※該当設備がある場合のみ
- (6) 補助事業実施前における直近1年間の、「年間電気料金」及び「年間電力購入量」が分かる資料（5（1）②の根拠資料）
- (7) 補助事業実施後における1年間の、「脱炭素発電設備及び蓄電池」の「発電量」及び「売電量」の算出根拠が分かる資料（5（2）①の根拠資料）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

法人(個人)名
代表者職氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 ^{に要する経費の配分の変更} ^{の内容の変更} ^{の中止（廃止）} の承認を受けたいので、中小企業等G×促進事業費補助金
交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名
中小企業等G×促進事業
- 2 補助金の交付の指令番号及び交付決定額
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
金 円
- 3 補助事業の変更（中止・廃止）の内容
- 4 補助事業を変更（中止・廃止）しようとする理由
- 5 関係書類
(1) 変更後の事業実施計画書（様式第2号）
(2) その他補助事業の変更（中止・廃止）の内容が分かる書類
- 6 担当者の氏名・連絡先

氏名		連絡先	
----	--	-----	--

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

法人(個人)名
代表者職氏名

実績報告書

補助事業が完了しましたので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 補助事業名
中小企業等GX促進事業
- 補助金の交付の指令番号及び交付決定額
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
金 円
- 関係書類
(1) 補助事業概要説明書（様式第5号）
(2) その他知事が必要と認める書類
- 担当者の氏名・連絡先

氏名		連絡先	
----	--	-----	--

3 補助事業の効果

(1) 補助事業実施前の状況（令和 年 月 ～ 令和 年 月実績）

①脱炭素発電設備及び蓄電池の状況（既設置分）

A. 年間発電量	B. 年間売電量	C. 年間自家消費量
kWh	kWh	kWh

②年間電力購入単価

A. 年間電気料金	B. 年間電力購入量	C. 年間電力購入単価
円	kWh	円/kWh

（小数点以下切捨て）

※提出済みの事業実施計画書（様式第2号）から転記すること。

(2) 補助事業実施後の状況（年間見込み）

①脱炭素発電設備及び蓄電池の状況（既設置分+新規設置分）

A. 年間発電量	B. 年間売電量	C. 年間自家消費量
kWh	kWh	kWh

②補助事業の効果（自家消費量）

A. 補助事業後の 年間自家消費量	B. 補助事業前の 年間自家消費量	C. 増加した 年間自家消費量
kWh	kWh	kWh

③補助事業の効果（経済効果）

A. 増加した 年間自家消費量	B. 年間電力 購入単価（過去値）	C. 年間経済効果
kWh	円/kWh	円

※上記は、導入設備の発電シミュレーション及び過去の電気料金を基に算出した見込み値である。

4 補助事業に要した経費

※単位：円

導入設備	A. 対象経費	B. 他の補助金	C. 算定基礎額 (A-B)	D. 補助金の額
脱炭素発電設備				
蓄電池				
合計				

※ 対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

※ 算定基礎額は、500万円以上となっていること。

5 添付書類

- (1) 設備の導入を行った事業所・工場の図面（全体配置図、導入設備据付図等）
- (2) 導入設備の写真
- (3) 導入設備の固定資産台帳の写し
- (4) 導入設備の契約書又は発注書等の写し
- (5) 導入設備の支出を証する書類（請求書、領収書の写し等）
- (6) 次の事項が確認できる書類（電気配線図等）
 - ア. 導入する脱炭素発電設備（及び導入する蓄電池と接続する既設の脱炭素発電設備）について、当該発電設備から得た電力を、余剰電力を除き、自ら消費すること
 - イ. 導入する蓄電池について、本事業で導入する脱炭素発電設備又は既に設置されている脱炭素発電設備と接続するものであること
- (7) 補助事業実施後における1年間の、「脱炭素発電設備及び蓄電池」の「発電量」及び「売電量」の算出根拠が分かる資料（3（2）①の根拠資料）

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

法人(個人)名
代表者職氏名

財産処分承認申請書

補助事業により取得した財産の処分の承認を受けたいので、中小企業等G×促進事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業所の名称及び所在地

2 補助金の交付の指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	未償却残高(円)	処分価格(円)

※未償却残高及び処分価格の分かる資料を添付すること。

4 担当者の氏名・連絡先

氏名	連絡先